福岡、昭53不5、昭54.9.7

命令書

申立人 西ビルタクシー労働組合

被申立人 西ビルタクシー株式会社

主

- 1 被申立人西ビルタクシー株式会社は、A1に対する昭和53年2月6日付諭旨解雇処分を取り消し、原職に復帰させ、この間同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人西ビルタクシー株式会社は、申立人西ビルタクシー労働組合の組合員に対して、 西ビルタクシー新労働組合の組合員と同様に助成金を支給して慰安旅行を実施しなければな らない。
- 3 その余の申立ては、これを棄却する。

第1 認定した事実

- 1 当事者等
 - (1) 申立人西ビルタクシー労働組合(以下「組合」という。)は、昭和42年7月16日西ビルタクシー株式会社従業員により結成され、本件申立時の組合員数は35名で、すべてタクシー乗務員であり、上部団体として福岡地方ハイタク労働組合連合会(以下「ハイタク労連」という。)に加入していたが、本件申立後の昭和53年9月30日これを脱退した。なお、組合の執行委員長は、昭和54年9月17日付でA2からA3に交替した。

なお、上記会社には申立人組合のほか、昭和52年2月24日結成された西ビルタクシー 新労働組合(以下「新労」という。)があり、その組合員数は52名である。

- (2) 被申立人西ビルタクシー株式会社(以下「会社」という。)は、一般乗用旅客運送を業とするもので、昭和32年に設立され、肩書地(編注、福岡市)に本社を置き、本件申立当時従業員数は111名である。
- 2 組合分裂に至る経緯と労使関係
 - (1) 昭和47年10月選出されたA3(以下「A3」という。)を執行委員長とする組合は、昭和49年9月30日までの2年間、会社に対し①労働協約、ユ・シ協定の締結②賃金較差是正・臨時給の増額③食費の会社負担④浴場設置等を要求し、それらの実現をみた。又営業車両使用年数について、これを延長しようとする会社との間に、使用年数を2年間とする旨の確認書も交わす等の成果をあげた。

なお、この当時組合の執行委員会開催は、会社に対する使用許可願により必要に応じて会社事務所仮眠室や社宅の空室等を使用していた。また、従業員の慰安旅行は昭和49年度から従前のように共同負担ではなく、会社が全額その費用を負担して行われていた。

- (2) 昭和49年10月1日、新執行委員長に選出されたA4(以下「A4」という。)は昭和51年3月春闘の真最中、突然辞意を表明し、慰留につとめる組合員にもその理由を明らかにしなかった。A4の委員長辞任により同年4月組合副委員長A5(以下「A5」という。)が執行委員長に、C1が書記長に、会計にC2がそれぞれ選出され、同年9月末日まで、組合業務を行うこととなった。
- (3) 同年6月7日、春闘妥結後の組合の説明会でA5委員長は元委員長のA3から現執行 部が会社との間に交わしている「今後賃金改定があった場合、実質賃金を下まわらない 程度で賃率の改正又は引下げを行う」旨の確認書について質問されたが、A5は十分な 答弁ができず、このため説明会は紛糾し、次回ハイタク労連役員の説明をまつとして会 は流会となった。
- (4) 翌8日、A5は執行委員会を開きA3派への対抗策を検討した。

その結果、翌9日にはC1書記長、C2会計が労働金庫福岡支店に赴き、A3が委員 長在任中の昭和49年2月25日、組合定期積立金を担保として同支店から105万円の融資を 受けた事実の裏付調査をした。

- (5) 6月13日、組合の臨時大会が開かれ、ハイタク労連役員による春闘妥結の経過説明が 行われたその直後、C1書記長はA3に委員長在任中、組合定期積立預金を担保として 融資を受けた金を流用したのではないかと質問したが、明確な弁明もなされなかったた め、その真偽を解明すべく、その場に残っていた組合員のうちから各班1名の委員によ る「労金問題特別小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置することとなった。
- (6) 6月18日、A5委員長はそれまでの営業車両使用年数を2年とする協定を2年半に改めるとの会社の意向を組合員に諮ることなく受容れ、組合員にその事後承諾を求めた。 このため、組合員の中に、執行部はあまりに会社に協調的であるとして不満をいだく者が次第にふえていった。
- (7) 一方、小委員会については、勤務時間中の会合を会社が黙認していたこともあり数回会合調査を行った。しかしA3の労金の融資金の件について当不当の結論は出されず、 その処置については執行委員会の判断に委ねられることとなった。

A5執行部は懲罰委員会を開催し、A3処分の是非を組合員投票に付することを決定して、8月2日、3日の両日、それぞれ勤務日に当たる組合員の投票に付された。その結果処分の提案は否決された。

これに先立ち、会社の代表取締役 B 1 (以下「社長」という。) は、A 3 に対する組合の懲戒処分案が可決されることを企図して、小委員会員であり古参乗務員のA 6 を社長室に呼び、A 3 処分に反対する組合員 A 2、同A 7 に対してA 3 処分の根まわしをするように依頼し、また社長自ら B 2 総務部長(以下「B 2 部長」という。)、B 3・B 4 両課長とともに、A 3 処分を主張する A 5 委員長、C 1 書記長、A 8 組合員らと処分反対派組合員 A 9・同A 10等の話し合いに立会うこともあった。また、その後も、B 2 部長は前記 A 9 と A 6 に対して、A 3 については厳しい処分を検討するようにとも発言した。

(8) 昭和51年10月22日、労使協議会が本社で開かれたが、席上A5はB2部長、B3課長と翌々月の組合大会に先立って、委員長問題を話し合った。

同日夜、A5は勤務の組合員40数名とともに、組合脱退届に署名し、同人がこれらを 保管した。 (9) 10月24日、組合定期大会が開かれ、A 3 が委員長に選出された。A 3 は委員長就任の条件として副委員長・書記長を自分の指名にしてほしいと希望したが、容れられなかったこと、及び前記脱退届が書かれたことを仄聞していたことから、委員長就任を拒否したため、執行部は前委員長A 5 とC 1・C 2 が代行することとなった。

この頃、社長は組合員A6に、A3を会社の系列会社トヨタカローラ博多に出向させたい、その場合A3の収入減は社長のポケットマネーで支払う、そのうちにはA3もトヨタカローラ博多に腰を落着けて当社に復帰することは諦めるかも知れないという趣旨の発言をして、出向の話をA6からA3に説得するよう依頼した。

- (10) 昭和52年1月31日、A5ら執行委員は40数名前後の組合員と連名の脱退届を対立派組合員A2、同A1に手渡した。
- (11) 同年2月11日、残留組合員は、臨時組合大会を開き、執行委員長にA2、副委員長に A11、書記長にA1を選出し、組合脱退者に復帰をもとめるという決議をも併せ行った。
- (12) 2月24日、組合脱退者により「西ビルタクシー新労働組合」が結成され、執行委員長 にC1、副委員長兼会計にC2、書記長にはC3が選出された。
- 3 組合分裂前後の組合に対する会社の対応
 - (1) 慰安旅行について
 - ① 昭和52年2月20日、組合は慰安旅行その他諸問題についての労使協議会を同月25日 に開催するように申入れたが、会社はこれを3月1日に延ばすように回答し、その間の2月24日営業会議を開いて、従来会社の助成金で行われていた社内慰安旅行について、昭和51年度の実施を下記のとおり変更することに決定した。
 - ア. 会社主催で実施しない。
 - イ. 旅行に参加する意思のある者の組織又は会で、その会が会社に代わり慰安旅行を 主催する能力があると認められる場合、会社は旅行実施をその組織又は会に委ねる。
 - ウ. その組織又は会は全従業員的要素を有し、旅行実施のみを目的とするもので窓口は統一する。

この後、会社は同日結成の新労に対して社内慰安旅行についての変更決定を示した。

新労はこれに対し、労働組合としての立場からは社内慰安旅行にタッチしないが、別 途旅行のための会の結成とその役員選出には協力する旨約した。

- ② 他方、組合の申入れによる労使協議会は昭和52年3月1に至って開催された。席上、組合は、従来どおり会社の費用による慰安旅行実施を求めたが、会社は経営の赤字を理由にして、これを拒否した。その席上、A2委員長が「昨年(51年)秋、管理職が東南アジア旅行に行っている。赤字だと言うならば具体的数字を示されたい。」と求めても、会社からはなんら具体的理由は示されなかった。
- ③ 同年4月、新労は「西ビル旅行会」を発足させ、月1人当り500円の積立をすることとし、会社に結成を通知した。この後会社は同旅行会が先の営業会議の決定に適う組織と認めたうえで、同年5月頃にかけて、同旅行会には1人当り10,000円を補助し、旅行を数次に分けて行わせた。
- ④ 7月、組合員で古参の乗務員A12は、社長から部屋に呼ばれ、社長と同席していた同人の就職時の紹介者C4から「ここに何年世話になっているか」、「社長は困ってらっしゃるじゃないか、どうにかせんか。」と言われた。その後A12はA13、A14、A15、A16等の自宅を訪問し、「組合にまかせていては旅行に行けない、嘘と思うんだったら社長に会わせてやる。」と話し、16名の連署による旅行会加入の同意書を作り、会社に提出した。

7月31日A12は、A15・A16の両名とともに組合を脱退していった。

⑤ 8月6日7日の両日、会社は5月1日組合脱退の4名と7月31日脱退のA12他2名計7名を熊本県下・黒川温泉に旅行させた。この旅行は、個人負担はなく、宴会の模様も芸者をいれて飲み放題、喰い放題のものであり、また、別に社長から金一封が出された。

なお、この旅行には組合切崩しの急先峰であった新労組合員 C 5 が、4 月から 5 月の旅行に参加していたにもかかわらず、再度参加していた事実も認められる。

⑥ その後、組合に対しては、社長が執行部以外から旅行委員を挙げてくるように言ったため、C6・C7・A3を旅行委員として決め、8月31日同人らは社長を訪ねた。

その際、社長は着席しようとするA3に対し「お前は旅行委員にふさわしくない。 俺は君を好かん。」と言い、A3を退室させ、残った2名に月500円の積立をするよう に指示したがこれを断わられると「来年は旅行させられん。」と発言した。このため、 組合は社長の言動は組合の人事に介入するものであるとして、9月2日その抗議をか ねて交渉を行う予定に決めていたが、その前日、社長を含めた会社側と執行部の協議 により、旅行積立金制度を撤廃して、慰安旅行は会社主催で行う旨の合意をみるに至 り、翌2日の旨の確認書が交わされた。これに基づき、会社は組合に対し昭和51年度 分として10月までに組合員1人当り10,000円の旅行費を出し福岡県下・鐘崎に旅行さ せた。

⑦ 昭和53年2月19日、A2委員長は自宅に西ビル旅行会長C8の訪問をうけ、同旅行会加入の勧誘を受けた。このため、翌20日、組合は会社に対し、2月25日慰安旅行その他諸問題について労使協議会を開催するよう申入れた。

また、この頃、会社が新人乗務員を組合員の勤務日にではなく、新労の勤務日に割り当て、旅行会に勧誘し、そのまま新人乗務員が新労に加入してゆくことから、組合も旅行会に対抗するため、急遽「親睦会」を結成し、会社に対して助成金の交付を要求したが、昭和52年2月24日決定した会社の基準に合致しないとして会社は組合の親睦会会員募集のポスターを会社掲示板に貼布することにも非協力な態度を示した。

その後、西ビル旅行会は会社から1人当り12,000円の助成金を受けて、昭和52年度 の旅行を昭和53年3月中に実施したが、親睦会には助成金の補助を拒否したため、以 降申立人組合員は慰安旅行を実施することができず今日に及んでいる。

- (2) 保険料金等のチェック・オフについて
 - ① 昭和51年12月27日社長とA5・C1・C2は次期委員長問題で話合ったが、この前後、組合の内紛を理由に、C2から会社にそれまで行っていた組合費、労金積立金、組合団体加入の傷害保険料金のチェック・オフの中止の申入れがなされたので会社は翌1月からこれを中止した。
 - ② 組合は、A 2 執行部発足後の3月1日、これらのチェック・オフを改めて申入れた。

これに対しても会社は「チェック・オフを一度組合が断っておきながら再度その申入れをするのは身勝手である」、「チェック・オフは便宜供与のひとつであり、又面倒でもある。組合費については検討するがその他の控除はしない。」と発言した。

- ③ 会社は5月10日新労組合員の組合費1人当り1,500円のチェック・オフと組合費のみ 1人当り1,500円のチェック・オフを再開した。
- ④ 6月4日、組合は臨時大会において、組合費1人当り1,500円に加えて、組合予備費のためとして労金積立金1,000円をも徴収する旨決議し、6月10日会社に組合費控除額変更の申入れを行なったが、B2部長は、労金積立金を組合費の名目でチェック・オフを求めるのは制度を悪用するものだとしてこれを拒絶した。

他方、会社は新労が5月に団体加入した傷害保険の料金を6月10日の給与支払日に チェック・オフを開始した事実が認められるが、このことについて会社は傷害保険料 金の控除は非組合員の経理係が、個人的に新労組合員の分を控除していたものである として、8月にいたりこのことを知り中止させた。

- ⑤ 10月7日、組合は定期大会で組合費を1人当り2,500円、労金積立金500円と決定し、同月中旬、会社にそれらと併せて傷害保険料金のチェック・オフを申入れた。しかし、それに対しても会社は「チェック・オフ制度の悪用である。」として拒否し、チェック・オフは組合費の1,500円のみについて行うと回答した。
- ⑥ 昭和53年3月10日、会社は組合員の2月分給与から組合費の控除を1人当り2,500 円(全額)に変更したが、労金積立金、傷害保険料金は控除されないままであった。
- (3) 執行委員会開催のための会社の平尾社宅使用不許可について

昭和53年3月29日、組合は執行委員会開催のため、平尾社宅使用願を会社に出したが、 同日、会社は前例がないとこれを許可しなかった。このため翌30日、組合は組合執行委員会開催のため平尾社宅を従来の慣行どおり使用させることの追加申立を行った。

なお、執行委員会開催のための社宅使用については、かなりの頻度で行われているが、 そのなかには平尾社宅も含まれており、それは会社に、予め使用許可願を提出しなされ たものではなかった。

- 4 会社の組合に対するその他の行為
 - (1) 昭和52年8月初旬、組合は新労副委員長兼会計のC2が、組合の会計であった当時、 組合費の使途に不明な点があったとして同人から事情を聴取した。

この件に関連して社長は、A2委員長に対して「お前余計なことをするな、俺が許さん。」と発言した。

また、8月15日の労使協議会において、社長は、C2の組合費使途不明の件につき、 組合書記長A1に対し「C2はお前に引継いだと言っていた。よく調べないお前が悪い。」、 「C2を信用している。」等の発言を行った。

なお、この協議会終了後社長はこの当時まで不信感を抱いてなかったA1書記長に対し「A2がきついことを言う。お前、ひとつ何とかせんか。」と言い、同人から抗議される場面もあった。

さらに、A1は、この頃B5課長から再三にわたり、「組合活動はほどほどにして仕事をした方が自分の将来のためになるのではないか。」と注意されたこともあった。

- (2) 11月24日、福岡市内の福新楼でのハイタク労連役員をも含めた労使の忘年会の席上、 社長はA1書記長を呼び「A2がきつい、お前ひとつ何とかせんか。」と再度発言して、 同人が「間違えないで頂きたい、私は書記長ですから、」と答えると、以後社長はA1と 顔をあわせても口をきくことをせず、この頃から社長とA1の感情的対立が顕著となっ た。
- (3) 12月1日夜、A2委員長は、B5課長から労働協約改訂申入書を渡された。その内容は、労働協約第93条(協約改訂及び自動更新)の規定に基づき、唯一交渉団体条項・ユニオンショップ条項などの改正を申入れたもので、新労が結成されたという新しい状況に対処するためのものであった。
- (4) 12月16日、労使協議会はハイタク労連役員も同席の上、開催された。

その席上、社長は、慰安旅行について、「旅行会会員については、会社は旅行助成金を 2箇月に1度積立ててやっている。今頃組合が旅行会を作ったり加入したりしても、今 まで積立てた助成金は出さん。」と発言し、更に組合費2,500円、労金積立金、傷害保険 料金のチェック・オフについての組合の強い申入れについては「考えておこう。」、「A2 (委員長)の言うことは何もきかんよ、独身寮の件で組合は言うことをきかんやったからせんとたい。」とも発言した。

(5) この12月中、会社は新労組合員には乗務員教育のための昼食会を開いた。この昼食会については、従来、組合員に対して行われたことがなかったものであり、組合は会社にその後乗務員教育のための昼食会開催の申入れを行ったが、会社は以後新労との昼食会を中止するとともに組合の申入れにも応じることはなかった。

5 A1の解雇について

- (1) 乗客とのトラブル
 - ① 昭和53年1月10日午後5時30分過ぎ、乗務中のA1は福岡市博多区蔵本町交叉点附近で女性客C9とC10を乗せた。実車後A1は両名の指示により、5分40秒程走行して市内博多区上呉服町にいたったとき、C9はA1に「一寸待っとって、」と言って降車し、友人宅に貸金の督促に行ったが、不在であったためメモをして友人宅に投込みA1の車に戻った。この間約7分前後経過していた。この間、車中ではA1が「困るなあ、こんなに待たされては。」と言い、C10も「何処へ行ったんやろうかね。」と相槌を打つこともあった。

C9を乗せてA1は車を方向転換させ、同所から近い東公園に向った。

車中、A1が、「こんなに待たされては困る。」と言ったところ、C10が「今一番忙しい時ですか。」と言い、C9も謝ったが、A1が「あんた達も今頃が一番忙しかろうが。」と言うに及び、C9も「そいけごめんて言うたろうが、あんたも待っとる間は待ち時間も取りよるっちゃけよかろうもん。」と反駁する等してA1とC9で激しいやりとりが続いた。その後C9がA1の乗務員証のある前部座席を覗き込みメモしようとするに及んだので、益々立腹したA1は十日恵比須(地方祭)と退社時間で渋滞のはじまっていた蓮池町バス停附近にて車を停め、自分はA1であり、訴えるなら訴えてもよい、ここで降りてほしい旨、両乗客に告げた。C9は東公園まで行ってもらわなければ降りないとA1と言い争いを続けたが、「そげん言んしゃんな。」と言うC10に

押出されるようにして同所で降りた。

なお、この時の料金440円についてはC10が支払った。

その直後、同じバス停附近にいた者が、A1の車のナンバーと会社名をメモしてC9に示し、陸運局に通報するように勧めた。

C9は同日夕刻、会社に電話しA1によって降車を強要されたとしてその経過を説明した。

- ② 同日午後8時頃、A1は会社に呼ばれ、B2部長・B4課長から事情を聴かれた。 当初、B2部長等は「そんな客もいる、そんな客とはいくら喧嘩してもいい、口論し てもよい。そんな客ならあんた達のような客が一番儲からん客ばいと言って降ろせば よかったったい。だけど陸運局あたりに持って行かれんようにすればよかった。」等と 言い、以後数日はA1にこのような対応をしていた。
- ③ 1月12日、乗客C9から電話を受けていた福岡陸運局では、「調査する」と同人に答 え、福岡県陸運事務所に事案を連絡した。

陸運事務所は会社に対し翌13日、先のトラブルについて事情を聴取するのでA1の 理由書を持参するよう求めた。

そこでB4課長はA1を呼び、陸運事務所に説明するため、トラブルの経過を書面に記載するよう指示し、同人は顚末書を提出した。

なお、この書面の末尾の部分に、A1は「現在冷静になって考えてみますと私も言いすぎた事を認めますが、彼女も女性とは思えない程の言葉で私(タクシーの運転手)をヒボウしたので私もついカッとなってしまいました。」と記している。

1月13日、B2部長・B4課長は陸運事務所に行き、旅客係長にA1の顚末書を示し、状況説明等を行った。また、1月14日、B2部長は乗客C9が不在であったため、C10宅に行き、A1とのトラブルの状況を聴き、料金440円を払い戻した。

④ 1月18日、組合執行委員長A2はB2部長・B4課長に呼ばれA1の行為は、労働協約第55条(懲戒解雇)の5号の(二)に規定する「正当な理由なくして客の乗車を拒絶したとき」に該当するが、A1の反省の度合いを十分みて処分を検討するとして、

組合としての意見を求められた。

A2は同日の勤務終了後緊急執行委員会を開催した。

⑤ 1月20日、B2部長はA1が反省しているかどうかを確かめるためA2・A1を自室に呼んだが、A1が「客に原因がある、あのとき途中で客を降ろしたことが乗車拒否になるなど知らなかった。」等と述べたので、B2部長は「言訳をせず乗車拒否をしたことを素直に認めて始末書を提出するように、」と促した。

A 2 が「始末書を出せば事が済むのですか。」と質したところ、B 2 部長が「始末書位で済むと思うか、見せしめのためたい。」とまず始末書を提出するように言い続け、A 2 が「それでは二重罰になるじゃないですか。」と反論する等激しいやりとりが行われた。なおこのとき会社は乗客の一人であった C 10 から聴取した状況等を A 2 等に説明することはなかった。

- ⑥ 1月23日、会社は福岡陸運局長あてに社長及び運行管理者たるB2部長、B4・B3 両課長連名で「乗務員については朝礼時は固より毎月一回の乗客サービスの研修会を 開いているにもかかわらず、A1が不祥事を起こし申訳ない、今後一層徹底した乗務 員教育を行いたい、今回の件は寛大な処置を願おいする。」旨の始末書を提出した。
- ⑦ 1月25日夕刻、B 4課長はA 2宅を訪れ、A 1のトラブルの件について就業規則第46 条、労働協約第24条に基づき、1月30日までに組合の意見書を提出するように求めた 通知書を手渡した。
- ⑧ 1月26日昼頃、B2部長は前記通知書について説明し、A1の行為は懲戒解雇相当であるから、同人に退職を勧めるように依頼したが、A2はこれを断った。

同日夕刻、B2部長・B4課長はA1を呼び、同人の行為は乗車拒否に該当し、懲戒解雇処分を相当と考えるが将来の生活等を考えて、A1が自発的に依願退職を申出ることにしてはどうかと切り出した。しかし、A1はこれを拒否した。

- (2) 人事協議約款に基づく労使協議
 - ① 会社は前記認定のとおり、昭和53年1月25日、従業員の表彰制裁に関する事項等について「会社は立案・実施に先立ち、予め組合に諮問しその意見を充分に参酌する。」

との労働協約第24条の規定に基づき、組合に対してA1の処分に関する意見書の提出を求めたが、1月30日、組合はA1の懲戒処分については労働条件そのものにかかれることであるとして、同第20条「労働条件に関する事項等については、会社はその実施に先立ち予め、組合を協議する。」との規定によって労使協議会の協議に付するべきである旨の回答書を会社に提出した。

② 1月31日、労使協議会が開催され、社長は「A1の行為は悪いことであるにもかかわらず、始末書の提出もないということは本人に反省の色がないことだ。」と言い、組合は「A1は真実反省しており、自ら出勤も見合わせるとまで言っている。」と述べ、意見が対立したが、結局会社は、B4課長がA1に会って反省の有無、真意を本人に直接確かめたいと提案し、組合もこれを承諾した。

なお、この日の協議会で、社長が退席した後、組合が乗車拒否等について乗務員教育をしてほしいと会社に希望したところ、B5課長が「乗車拒否といっても、俺達にも分らんとたい、乗車拒否もピンからキリまである。」と言い、組合が「それじゃ困る。」と言うと「じゃあ組合にきくがどこからどこまでが乗車拒否な。」と逆に質問するなどして乗車拒否の概念について労使でやりとりする一幕もあった。

③ 同日午後10時頃、B4課長はA1を同人宅近くの飲食店「青葉」に呼び出し、A1 と酒食をともにしながら雑談ののち、「どうも、こうも社長が言うことをきかんたい。 矢張り、お前、自分の方から辞めてゆかんや。」と切出し、A1に「組合や書記長でな かったらなあ、書記長を辞めればなんらかの方法があるかも知れんばってん」。等と言 って、A1から抗議された。

同夜は、同課長が「明日は公休にしておくから。」と同人を引きとめ、2月1日午前 2時頃まで話し続け、その飲食費はB4課長が会社の費用で負担すると言って自ら支 払った。

④ 2月2日午後6時頃、B4課長はA1を喫茶店に呼び出し、「1月31日夜の話を分ってくれたか。」と尋ね、A1が「その件は組合を通していないではないか。」と答えたところ、同課長は「処分が決まるまでは出勤するな。」と言うに至った。

そのため、A1は店内の電話でA2委員長を呼んだ。組合員数名とともに同喫茶店に急行したA2は、A1処分に関する1月31日の労使協議会では、会社はA1の反省の色をみて後日継続して協議することになっているではないかと、同課長を問詰した。しかし同課長は「うん分っとる、分っとるばってん、社長命令だけん仕様ないたい。」と言い張り、話が長びいたため、長尾車庫に移って話し合いが続けられたが、同課長の態度は変らなかった。このため、17、8名の組合員は委員長の制止をきかず、直談判すると社長宅に向ったが、社長は不在であった。

- ⑤ 翌2月3日朝、出勤した組合員は会社に対しA1の件とB4課長の言動等について 緊急労使協議会の開催の申入れを行ったが、B2部長は「そんな議題で労使協議会を 開く必要はない。」とこれを拒否した。
- (3) 解雇通知と組合の対応
 - ① 2月6日、会社はA1に対し、1月10日の同人の行為は就業規則第46条第5号(二) (正当理由なく客の乗車を拒絶した時は懲戒解雇に処する旨の規定)同第45条5号(外部から指弾を受ける行為をなし会社の信用を著しく失墜したときは論旨解雇等とする旨の規定)に該当するので、同第37条(懲戒規定)同第38条(懲戒における情状等の考慮の規定)に基づき、同日(2月6日)付をもって論旨解雇する旨の通告並びに退職金、解雇予告手当等を送付し、併せて3週間以内に社宅明渡しを求めると同時に、組合に対してもA1解雇の通知書を手交した。
 - ② A1から本件に関する相談を受けた全国自動車交通労働組合福岡地方連合会(以下「全自交福岡地連」という。)書記長C11は、2月13日福岡陸運局C12第二課長に電話し、同局が全自交福岡地連に昭和45年12月25日示した乗車拒否に関する見解について質し、「昼間、他に代替輸送機関があり客がそれを利用できる場合、10分前後も待ってくれと言われた場合には断ることも違法な乗車拒否には該らない。」等の陸運局見解に変更がないことを確認した。
 - ③ 2月16日、C11は福岡県陸運事務所長等に面談したが、同所長らは、現在A1の事 案を調査中であること、A1の顚末書のほか、会社からも始末書が提出されているこ

と、前記乗車拒否についての局の見解に変りはなく、A1の件を乗車拒否と断定したり、会社に対する行政処分をしなければならないとの考え方はもっておらず、運転手の人権も十分配慮して処置する考えであることを明らかにした。

なお、組合は、約半年後の11月9日、陸運事務所において、本件は同事務所から「社 員教育の徹底」について会社に指導がなされたことにより、既に処理済みであること を確認している。

- 6 A1及び他の従業員による本件外乗客とのトラブル等について
 - (1) 昭和51年10月24日深夜、乗務中のA1と酩酊した乗客C14との間で、行先をめぐって 口論となり、中途で料金470円を受取って降車させたため、同客から会社に苦情の電話が かけられた。

会社はその後、同客の妻に謝罪し、またA1が受取った料金にほぼ、相当する500円を 同客に返戻した。

A1には、この他、同年同月頃釣銭をめぐって客とのトラブル、52年2月頃には客を間違えて走行しようとしてのトラブルがあったが、A1はこれらのトラブルに関して、後日会社から就業規則上の懲戒事由に該るとして責任を追及されることはなく、またボーナスの査定に影響することもなかった。

(2) 昭和52年12月頃、新労組合員 C 5 (3の(1)の⑤で認定) は乗務中飲酒したため、担当車を他社乗務員である友人に依頼して納車・納金させた。

同人は「……今、A1書記長の問題が持ち上がっているので、いろいろ言われる前に辞める。」と称して昭和53年2月から出社していなかった。翌3月に入るとC5が再び出社しているので組合員のA17がB4課長に「辞めさせたのではなかったのか。」と尋ねると、同課長は「再入社した。」と答えた。

その後、組合は社会保険事務所において、台帳を閲覧し、C5の台帳が沫消された事 実がないこと及び乗務員証にも「退社」・「再入社」の事実は記載されていないことを確 認している。

(3) 昭和53年9月18日午前9時過ぎ、病気欠勤中の組合員A18が通院のため、市内須崎の

路上で空車中の会社タクシーに乗車しようとしたが、同車の乗務員であった新労組合員 C13は、客がA18であることを気付かないまま、その乗車を拒否した。

A18は翌日このことを会社に抗議したが「本人に注意しておくから許してやってくれ。」 と弁護したのみで、その後もこの件に関して会社は何らの措置もとらなかった。

第2 判断及び法律上の根拠

1 A1の解雇について

申立人は、A1が乗客と口論し降車させたことを理由に、被申立人が同人に退職を慫慂 し、これを拒否されると同人を解雇したことは、同人の組合活動を理由としてなしたもの であると主張する。

一方、被申立人は、A1の行為は乗車拒否に該当し、これを理由に同人を諭旨解雇処分 にしたことは適法な懲戒権の行使であると主張する。

前記第1の5の(1)認定のA1の乗客に対する行為は、運送途中において乗客と口論となり、乗客を降車させるに至ったものであるが、運送の継続を拒絶しなければならない特段の事情も認められないので、本件A1の行為は乗車拒否に該当し、同人の行為はタクシー乗務員として非難さるべき行為である。

しかしながら、①A1と乗客との口論には多分に乗客の言動に誘発されたとみられる点が認められ、また、降車させた地点は、当時十日恵比須で交通が渋滞し、目的地までに、さほど遠くない地点であったこと、②乗車拒否を規定する道路運送法第15条及び自動車運輸事業規則第13条の運用に関する監督行政庁である福岡陸運局は、本件に関し乗客からの通報を受け、福岡県陸運事務所に指示して、乗客及び会社から事情を聴取した上、本件に関する措置としては会社に対し社員教育の徹底を指導したにとどまっていること、③会社における乗務員と乗客とのトラブル等の措置についてみるに、前記第1の6の(2)及び(3)にみられるごとく、就業規則等の適用は厳正なものでなかったと認められること、以上のことを併せ考えると本件A1の行為に対して懲戒解雇に関する就業規則第46条第5号(二)をそのまま適用することは無理があるといわなければならない。

また、会社はA1の解雇理由として、前記同人の行為は、就業規則第45条第5号に該当

するものとする。前記判断のごとくA1の乗客に対する態度には乗務員として非難されるべき点が認められるが、本件トラブルの情況及びこれに対する当該行政庁の措置を考えると、論旨解雇であるとはいえ、同人が解雇によって受ける不利益を較量すれば、なお酷に過ぎるものと言わなければならない。なお、被申立人は、A1の乗客とのトラブルの前歴は本件トラブルについてその情状を重からしめて当然であると主張するが、前記第1の6の(1)認定のA1の行為は、本件発生までに相当の時間的経過があり、しかも当時就業規則上の措置もとられていなかったことを考えると、これらを合せ本件処分事由と考えることは妥当ではない。

ところで、会社は前記第1の2の(7)、(8)及び同4の(1)認定のごとく、組合の人事等に深くかかわり、その運営に介入していたことが推認され、組合から多数の脱退者が出て、新労が結成されると、後記第2の2の判断のごとく会社は新労に比して組合に対しては好意的感情をもっていなかったことが認められるばかりでなく、前記第1の4の(1)及び(2)認定のごとく、会社は組合の書記長としてのA1の組合活動を嫌忌していたことが認められる。

以上のことを総合して考えると、会社のA1に対する諭旨解雇処分は、同人の組合活動を嫌忌していた会社が、本件トラブルを契機として被申立人職場から同人を排除することを意図してなしたものと判断されるので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

2 慰安旅行助成金の支給について

申立人は、会社が新労に対しては慰安旅行を行わせ、また助成金積立を行っていること などは、組合間の差別取扱いであると主張する。

一方、被申立人は、従業員の旅行につき、会社が助成金を交付するのを従業員が当然の 権利として請求しうるものではなく、また、組合が会社の助成金交付を認めないため、助 成金不交付となったものであると主張する。

① 会社は、従来の社内慰安旅行を変更し、昭和52年2月24日前記第1の3の(1)の①認定の方針を決定した。その方針は、慰安旅行を会社主催で実施することをやめ、従業員組織で実施し、これに対し、会社は助成金を支給するというものであるが、かかる助成金

の支給は会社の従業員に対する福利厚生であると考えられること。

- ② 会社における前記方針の決定は、新労結成の日と同日であり、しかも即日会社は新労に対し、この方針を示して協力を求めているのに対し、他方組合の慰安旅行実施に関する労使協議会の開催要求に対しては、これを延期するなど、会社の組合に対する態度は新労に対するそれと比して冷淡なものであったことが認められること。
- ③ 組合脱退者に対する慰安旅行の実施状況は、個人負担金がないばかりでなく、旅行の模様、参加者など前記会社の方針と比して、不自然に思われること。

以上のことを総合して考えると、昭和51年度の慰安旅行は、組合の要求により、結局、 会社は、昭和52年10月までに、旅行積立金制度を撤廃して、会社主催で実施したが、この 間、会社は慰安旅行の実施に当り従来の方法を変更して、新労に受入れ易い方針を決定し、 その実施を通して新労の組合員を組合の組合員に比して有利に取扱うことにより、組合の 弱体化を意図したものと判断される。

昭和51年度慰安旅行については、前記のごとく、結局組合の要求を入れて実施されたのであるが、昭和52年度の慰安旅行の実施についても、前記判断と同様の背景が認められ、すでに新労の組合員が加入する西ビル旅行会には会社の助成金が支給され、慰安旅行が実施されたにもかかわらず、組合の組合員に対しては会社方針に合わないものとして、助成金が支給されず、未だ慰安旅行が実施されていない。このことは、前記判断のごとく、組合に所属することを理由とする不利益取扱いであり、このことはひいては組合の弱体化を意図したものと判断されるので、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

なお、被申立人は、それぞれの組合が各自会社と交渉し、異なる結果となっても不当労働行為に該当しないと主張するが、本件慰安旅行に対する会社の助成金支給は従業員の慰安旅行に会社が1人当り一定金額を支給することを内容とし、その実施方法はグループを編成して行うものであり、しかも、昭和51年度については組合の要求を入れて実施していることからしても、その実施について会社提案の方針に固執しなければならない合理的理由がないにもかかわらず、会社はその主張に固執し、組合とは妥結していないことを理由

に組合の組合員にはその利益を享受させていないことは、組合と新労間の差別取扱いであると考えられる。

3 保険料金等のチェック・オフについて

前記第1の3の(2)認定のとおり、会社においては、昭和51年12月27日組合から中止の申入れがあるまで、組合費、労金積立金及び組合団体加入の傷害保険料金のチェック・オフが行われていた。その後、組合の再開申入れに対し、会社は新労と同様組合費1人当り1,500円のみのチェック・オフを行った。組合は昭和52年10月7日の組合大会で、組合費1人当り2,500円とすることを決議し、会社にこの旨を申入れたが、会社は従来通り1,500円のチェック・オフを行い、翌年3月から2,500円のチェック・オフを行った。この間、組合は従来通り、労金積立金及び傷害保険料金のチェック・オフを会社に対し再三申入れたが、会社は事務の煩雑などを理由にこれを拒否していることが認められる。

申立人は従来通り労金積立金及び傷害保険料金を含むチェック・オフの再開を主張するが、組織的に動揺の時期とはいえ組合の申入れにより一旦中止され、その後再開に際して、組合と会社との間に組合費のみを控除することで合意されたものと認められる。このことが組合の意を満たさないものであるとしても、従前とは組織基盤を異にする実状のもとで、会社をして従前と同様に取扱うことを拘束せしめる理由に乏しく、また新労に対しては一時傷害保険料金を控除した事実があるが、これを除いては組合と同様の取扱いをしていることが認められるので、組合の要求が実現されないことをもって、組合の運営に対する介入とはいえない。

また、前記判断のとおり、再開にあたり組合費のチェック・オフについては労使合意したとみることができること及び組合費の決定は組合自治の領域に属することからすれば、組合が組合費を1,500円から2,500円に変更した後においては、会社はその申入れにより、当然2,500円を控除すべきところ、会社の判断により、従来通りの控除にとどめたことは、新労との関係を考慮したとしても、組合との信義則に反し、その運営に介入するものとして許されない。

しかしながら、現在、会社は組合費については組合の申入れ通りの金額を控除しており、

また一部の控除を実施した期間もさほど長期間ではなかったことを考慮すると、これを救済の対象とする必要性はないと判断する。

4 執行委員会開催のための会社の平尾社宅使用不許可について

昭和53年3月30日、組合が提出した平尾社宅使用許可願に対し、会社はこれを不許可に したことについて、申立人はこのことは会社の組合に対する嫌悪によるものであると主張 し、被申立人は不許可の理由として、平尾社宅については使用許可の前例がないこと、平 尾社宅は営業所敷地内にある長尾社宅と異なり生活環境の場であること、場所提供はあく まで便宜供与で組合が当然に請求できるものではないことを主張する。

従来、組合は、執行委員会開催の場所として会社に対し使用許可願を提出して事務所仮 眠室や長尾社宅の空室等を使用していたが、平尾社宅の空室については、組合は会社に対 してこのような手続をとることなく使用し、会社もこのことを黙認していたと認められる。 したがって、会社は平尾社宅については前例がないと主張するが形式的にはこのような手 続がとられていないとしても、事実上使用を許していたと認められるので、この点につい ての被申立人の主張は首肯しがたい。しかしながら、前記判断のごとく組合は執行委員会 の開催に当り、会社施設を使用許可願を提出し又は不提出のまま適宜使用していたことが 認められ、会社が平尾社宅の使用を不許可にしたことにより、他に使用することができる 会社施設がないわけではなく、しかもこれらの使用について会社が不許可にした事実も認 められないこと、また、当時組合にとって平尾社宅の使用を必要不可欠とする特別の事情 も認められないことを考えると、会社が組合の平尾社宅使用許可願を不許可にしたことを もって、組合の運営に介入したことにはならない。

以上の事実認定及び判断に基づき、本件救済としては主文をもって相当と思料し、その 余の申立てはこれを棄却する。

なお、申立人の請求するA1の解雇に関する団体交渉の開催及びポスト・ノーティスについては、本件救済としては主文をもってその目的を達しうるものと考えられるのでこれを棄却する。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和54年9月7日

福岡県地方労働委員会

会長 副 島 次 郎